



安価なプランの 広告を見て出向いたら 高額な美容医療契約に!



©Kurosaki Gen

事例

SNSで安価な医療脱毛の広告が流れたのを見て、無料カウンセリングに行ったが、強引な勧誘が始まり、高額な医療脱毛の契約を断ることができなかった。42回払いのクレジット契約で、総額約45万円となってしまった。クーリング・オフしたい。

(当事者:学生)

ひとことアドバイス

⚠ 安価なプランの広告などを見て、無料カウンセリングを受けようと美容医療クリニックに行き、その場で高額な契約をさせられるケースがあるため注意しましょう。

⚠ 美容目的の施術は、多くの場合、緊急性はありません。「今日契約すれば安くする」などと提案されても、その場で契約や施術はせず、いったん帰宅して

冷静に検討しましょう。

⚠ 自分でもリスクや副作用の情報を収集し、医師から説明を受け納得したうえで判断しましょう。

⚠ クーリング・オフができる場合があります。困ったときは、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

さぼーとくん



発行：独立行政法人国民生活センター

本文イラスト：黒崎 玄

長崎市消費者センター（長崎市築町3番18号メルカつきまち4階）

相談専用電話 **095-829-1234** または 消費者ホットライン **188**

時間 **10時～17時**（土日祝も可 月曜定休）